

# 道路台帳管理システム再構築委託業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

道路台帳管理システム再構築委託業務

### (2) 事業の目的

高知県では、道路事業等に関する業務を効率化し、住民サービスの向上を図るため、平成 13 年から「道路台帳管理システム」を構築・運用している。本システムは、道路・トンネル・橋梁などの施設情報（台帳、調書、図面）のほか、点検結果や補修履歴などの維持管理情報、明示申請や占用許可に関する申請情報等を一元管理するものである。

システム導入以来、機能改修を重ねてきたが、システムOSのサポート期限切れへの対応が必要なほか、現行システムの機能不足等により業務効率の低下を招いている部分がある。また、デジタル社会への対応として、内部利用にとどまらず、外部へ情報公開する仕組みを取り入れ、DX やオープン化を推進していくことが重要になっている。

これらの課題を解決し、業務効率化とコスト削減を実現するため、システムの全面的な再構築が必要となっている。

### (3) 事業内容

#### 1) 道路台帳管理システムの開発

- ・既存パッケージソフトの導入を前提とし、高知県の要件に合わせたカスタマイズや他システム連携等の一連の開発作業（設計・製造・テスト等）を行う。なお、費用対効果が優れている場合は新規開発も認める。
- ・必要に応じて外付けプログラム等を活用すること。

#### 2) 運用設計・マニュアル作成

- ・システムの運用方法を設計し、業務に即した各種マニュアルを作成する。

#### 3) 教育・研修

- ・システムを運用する職員を対象に、使用方法に関する研修を実施する。
- ・研修は3回程度の実施を予定している。

#### 4) データ移行

- ・現行システムの各種データを新システムへ移行する。

#### 5) 運用・保守

- ・システム稼働後、操作・利用等に関する各種問合せに対応する。
- ・システムに障害が発生した場合は、速やかに対応する。
- ・各種帳票の作成支援、道路台帳補正用データの提供、補正済みデータのシステムへの反映等をサポートする。※システム機能として組み込むことも可能とする。

### (4) 委託期間

全 体： 契約締結日 から 令和 15 年3月 31 日 まで  
構 築： 令和8～9年度

運用保守：令和 10～14 年度

※OS のサポート期限が迫っているため、システム構築期間を可能な限り短縮することが望ましい。

※具体的なスケジュールは受託者の提案に基づき、別途協議のうえ決定する。

## 2 見積限度額

248, 677 千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「道路台帳管理システム再構築委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定する。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。20 日以内(予定、県の閉庁日を除く。)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

## 5 資格要件

本業務に参加できる者は、次の要件を満たす単体企業又は共同企業体(以下、「JV」という。)とする。

(1) 単体企業として、本業務に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ① 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ④ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- ⑤ 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 次の要件を一契約で全て満たす業務実績を有する者。
  - ア 平成 28 年度以降に、元請けとして完了・引渡し完了したものであること。
  - イ 業務の発注者が国又は地方公共団体であること。
  - ウ 受注形態が単体又は出資比率が 20%以上の共同企業体であること。

エ 同種(道路台帳管理(以下、省略))・類似(施設管理又は GIS 関連(以下、省略))システムの構築又は更新業務であること。

⑦ 国又は地方公共団体の同種・類似システムについて構築又は更新の業務を履行した実績を有し、かつ次の要件のうちいずれかを満たす管理技術者(プロジェクトマネージャ)を当該業務に配置できること。

ア 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による技術士とし、情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学)とする。

イ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)試験に合格し、同協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者とし、専門部門を「建設情報」とする。

ウ 独立行政法人情報処理推進機構が実施するプロジェクトマネージャ試験に合格している者。

⑧ このプロポーザル方式及びその後の委託契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること。

(2) JV として、本業務に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、JV を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

① 代表構成員は、5(1)に規定する単体企業としての要件をすべて満たすこと。

② 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

③ すべての構成員は、5(1)に規定する単体企業としての要件のうち、⑥、⑦を除くすべてを満たすこと。

## 6 説明会

開催しない。

## 7 質疑と回答

質疑は令和8年8月 21 日(金)まで、別紙様式第1号により電子メールで受け付ける。なお、電子メール送付の際は、件名を「【質疑】道路台帳管理システム再構築委託業務プロポーザル」とすること。

質疑を受け付けた際は、受付日の翌営業日午後5時までに、県から確認のメールを返信する。受付の返信が確認できない場合は、14 問合せ先へ連絡すること。

また、質疑と回答の内容はホームページに掲載する。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙様式第2号)に資格要件の確認書類を添えて申込みをすること。申込みに当たって提出する書類を次表に示す。

[提出書類の様式、提出部数等]

| 様式<br>番号 | 提出書類の名称 | 規格  | 提出部数          |
|----------|---------|-----|---------------|
| 2        | 参加申込書   | A4縦 | 印刷物1部、電子(PDF) |
| 3の1      | 法人概要書   | A4縦 | 印刷物1部、電子(PDF) |
| 3の2      | 企業状況表   | A4縦 | 印刷物1部、電子(PDF) |

| 様式<br>番号 | 提出書類の名称       | 規格  | 提出部数          |
|----------|---------------|-----|---------------|
| 3の3      | 有資格技術職員内訳表    | A4縦 | 印刷物1部、電子(PDF) |
| 3の4      | 業務実績表         | A4縦 | 印刷物1部、電子(PDF) |
| 3の5      | 配置管理技術者の業務実績表 | A4縦 | 印刷物1部、電子(PDF) |

(1) 参加申込書

① 提出方法

印刷物は、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)にて提出。

電子(PDF)データは、電子メールにて提出。なお、電子メール送付の際は、件名を「【参加申込】道路台帳管理システム再構築委託業務プロポーザル」とすること。

② 提出期限

令和8年8月3日(月)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番 20 号

高知県 土木部 道路課

TEL 088-823-9828

E-mail 170701@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県土木部道路課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年8月7日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成すること。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施する。

11 審査結果

審査結果は、令和8年9月中旬に、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

## 高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

### 12 日程

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 令和8年7月 17 日(金) | 質疑受付開始              |
| 令和8年8月 3 日(月)  | 参加申込及び資格確認書類提出締切り   |
| 令和8年8月 21 日(金) | 質疑書受付期限             |
| 令和8年8月 31 日(月) | 企画提案書の提出締切り         |
| 令和8年9月 4 日(金)  | 審査委員会(プレゼンテーション) 予定 |
| 令和8年9月 中旬      | 審査結果通知              |

### 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限る。)する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式第4号により提出すること。  
開示・非開示の判断は様式第4号に基づき行うものではなく、様式第4号を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

## 高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

### 14 問合せ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番 20 号  
高知県 土木部 道路課  
担当者 山地・脇谷  
TEL 088-823-9828  
E-mail 170701@ken.pref.kochi.lg.jp

### 15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合

- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

#### 16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。